

議案第73号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、法令の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(福岡市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 福岡市行政不服審査法施行条例(平成28年福岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「同項」を「同法第6条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

(福岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 福岡市特定非営利活動促進法施行条例(平成24年福岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第20条(見出しを含む。)中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

(福岡市市税条例の一部改正)

第3条 福岡市市税条例(昭和36年福岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第2条第3号」を「第3条第5号」に、「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に、「使用して」を「使用する方法に

より」に改め、同条第4項中「情報通信技術利用法第2条第4号」を「情報通信技術活用法第3条第6号」に改める。

(福岡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(1) 福岡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成27年福岡市条例第94号）

第6条

(2) 福岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和61年福岡市条例第23号）第6条

(3) 福岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年福岡市条例第52号）第6条

(4) 福岡市交通事業の設置等に関する条例（昭和49年福岡市条例第40号）第6条

(福岡市衛生関係手数料条例の一部改正)

第5条 福岡市衛生関係手数料条例（平成12年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表68の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

(福岡市建築基準法施行条例の一部改正)

第6条 福岡市建築基準法施行条例（平成19年福岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第112条第17項」を「第112条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、令和2年4月1日から施行する。